

公告中の案件に関する質問

質問日	令和7年3月5日	
発注機関	近畿中国森林管理局 島根森林管理署	
事業名	曲山山腹工事	
公告日	令和7年2月26日	
開札日時	令和7年4月8日	
	質問の内容	質問の回答
1	<p>施工の安全確保に関する事項での変更は可能でしょうか。 (労働安全衛生法による届出が必要)</p>	<p>設計で想定している施工方法では法令に定める安全確保が困難な場合は、監督職員と協議したうえで「国有林野事業工事請負契約約款」に基づき変更協議の対象とします。</p>
2	<p>かご枠土留工について 1)縦断面で1号かご枠土留工背面には1:3.0の擦り付けの埋戻しが表示されていますが積算にはありません、変更計上は可能ですか。 2)端部には根株の伐根や処理が必要となると思います、変更計上は可能でしょうか。 3)片切掘削・詰石・詰土にバックホウ0.35m3級が設計になっていますが、安全を確保し施工を行うためには、機械走行幅3.0mの設置が必要となり、機械の登坂路を加えると法面の半分に掘削や盛戻しが必要となります。また施工は上から下へと施工するため、法面の安定や安全面で現実的に不可能です。下記 4)5)に変更は可能でしょうか。 4)1号かご枠土留工の施工機械を小規模機械による施工に変更。 5)2号3号かご枠土留工を、人力による中詰工のない工法で浸食・ガリ・流失防止ができる筋工への変更。</p>	<p>1)施工中の堆砂を見込んでいますが、実行段階で不足が認められる場合は、監督職員と協議したうえで「国有林野事業工事請負契約約款」に基づき変更協議の対象とします。 2)現地の状況により根株の伐根や運搬等が必要と認められる場合は、監督職員と協議したうえで「国有林野事業工事請負契約約款」に基づき変更します。 3)4)5)現地の状況により小規模機械への変更等が必要と認められる場合は、監督職員と協議したうえで「国有林野事業工事請負契約約款」に基づき変更します。</p>
3	<p>木製枠筋工について 1)端部には根株の伐根や処理が必要となると思います、変更計上は可能でしょうか。 2)片切掘削は0.1m3級・詰石と詰土にバックホウ0.35m3級で設計積算してありますが 2. 3)と同様に現実的に不可能です。下記 3)4)に変更は可能でしょうか。 3)最下部の施工機械を小規模機械による施工に変更。 4)上部の2段は掘削や詰土の機械による施工が困難であり、人力による中詰工のない工法で浸食・ガリ・流失防止ができる筋工への変更。</p>	<p>1)現地の状況により根株の伐根や運搬等が必要と認められる場合は、監督職員と協議したうえで「国有林野事業工事請負契約約款」に基づき変更します。 2)3)4)現地の状況により小規模機械への変更等が必要と認められる場合は、監督職員と協議したうえで「国有林野事業工事請負契約約款」に基づき変更します。</p>
4	<p>工事用道路及び資材運搬について 1)資材搬入路横断面に沿って工事用道路を設置すると、掘削部の盛戻し盛土部の掘削作業も必要となりますが、積算に計上されておりません。変更計上は可能でしょうか。 2)工事用道路の計画は資材の搬入のみを対象に設計されていますが、土留工や筋工・伏工(山腹構造物)への影響に対して考慮されていません。また、設計の断面図や機械での施工では安全確保できません。現地にあった仮設に変更は可能でしょうか。 3)資材運搬は不整地運搬車6～7t全旋回での運搬で積算されていますが、性能や安全面で走行は不可能です、また積上合計運搬費と不整地運搬車の賃貸料金は大きく乖離しており、現地にあった運搬に変更は可能でしょうか。</p>	<p>1)工事用道路作設のために必要な作業は、監督職員と協議したうえで「国有林野事業工事請負契約約款」に基づき変更協議の対象とします。 2)現地の状況により想定している工事用道路の断面や施工機械の変更が必要と認められる場合は、監督職員と協議したうえで「国有林野事業工事請負契約約款」に基づき変更します。 3)現地の状況により、想定している不整地運搬車の規格に変更が必要と認められる場合や、不整地運搬車の賃貸料金に実態との乖離が著しいと認められる場合は、監督職員と協議したうえで「国有林野事業工事請負契約約款」に基づき変更します。</p>
5	<p>大型土のう撤去について 1)撤去により発生する土砂の処分について、及び空袋の産業廃棄物として運搬処理が必要ですが、変更は可能でしょうか。</p>	<p>1)撤去により発生する大型土のうの中詰土砂及び空袋について、運搬処分が必要と認められる場合は、監督職員と協議したうえで「国有林野事業工事請負契約約款」に基づき変更協議の対象とします。</p>
6	<p>緑化の範囲について 1)1号かご枠土留工の下部～林道法肩間も崩土が堆積していると思われます。緑化が必要であれば変更計上は可能でしょうか。</p>	<p>1)現地の状況により緑化が必要と認められる場合は、監督職員と協議したうえで「国有林野事業工事請負契約約款」に基づき変更します。</p>

お問合せ先

島根森林管理署 総務グループ
電話 050-3160-6130